

「(仮称) 桐生市第七次総合計画」策定方針

令和8年5月

1. 計画策定の趣旨

本市では、「桐生市第六次総合計画」(計画期間：令和2年度～令和9年度)に基づき各種施策を展開し、まちづくりを進めてきました。この間、少子高齢化に伴う急速な人口減少や自然災害の頻発化、新たな感染症の拡大など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。

このような中、現行の総合計画の計画期間が令和9年度をもって終了を迎えるに当たり、今後も中長期的な未来を見据えつつ、時代の変化や様々な行政課題に対応し持続可能なまちづくりを進めるため、令和10年度を初年度とする新たな総合計画を策定しようとするものです。

2. 計画の位置付け

本市では、中長期的な展望をもったまちづくりの基本的な考え方や方向性を市民に示すことは行政の責任であるとの考えから、平成29年3月に総合計画を策定することを定めた「桐生市総合計画条例」を制定しました。

同条例では、総合計画は本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画で構成されるものと定義し、個別の行政分野に関する計画が整合を図るべき、本市の最上位計画と位置付けています。

3. 計画策定の基本的な考え方

(1) 市政運営の根幹となる計画

総合計画は、本市の最上位計画であることを踏まえ、まちづくりの指針として、個別分野の計画等の基礎となる基本的な方向性を示すとともに、各分野の個別計画との関連性を明確にする計画とします。

また、基本計画については、引き続き前後期の計画期間を4年間とし、市長任期と整合を図ることで市長公約を可能な限り反映するとともに、社会経済情勢や環境の変化にもより柔軟に対応できるよう策定します。

(2) 総合計画と総合戦略(人口ビジョンを含む)の一体化

新たな総合計画では、現行の総合計画に引き続き、人口減少問題を最重要課題として位置付けます。このため、人口減少克服・桐生ならではの地方創生の取り組みに向けて策定予定である「(仮称)第3期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」を総合計画の基本計画における重点施策として位置付け、総合計画と一体化して策定します。

また、令和7年度国勢調査の結果を踏まえて改訂予定である人口ビジョンについても、総合計画と一体化して策定し、「目標とする将来人口」に活用します。

(3) その他考慮する点

- ①基本計画の目標指標については、各種施策における成果目標ではなく、各種施策の成果に対する「市民満足度」の向上に重点を置いた計画にします。行政の一方通行の指標ではなく、市民との双方向の指標として設定することにより、市政の最も基本的な目的である市民一人ひとりの幸福実感度の向上につながります。なお、2040年の群馬県の目指す姿を描いた「新・群馬県総合計画」においても、県民の幸福度の向上を最大のミッションにしています。
- ②人口減少対策として本市が注力している「女性・若者から選ばれる桐生市」の実現に向けた取り組みを盛り込んだ計画を目指します。
- ③政策形成に当たっては、EBPM※（証拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、客観的なデータの分析や検討を踏まえた有効かつ戦略的な施策を講じるとともに、進捗管理においては、適切な指標設定、評価・分析、改善による実効性の高い計画づくりに努めます。※「evidence based policy making」の略
- ④「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030年までの目標達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）については、本市にとっても恒久的な理念であるため、「持続可能な開発目標(SDGs)を桐生市のまちづくりに生かす条例」に基づき、その理念を継承することや、「ゆっくりズムのまち桐生」の観点を取り入れた計画を目指します。
- ⑤誰にとっても、見やすく、分かりやすいよう、内容の更なるスリム化を図ります。また、手に取った人が読み進めたいくなるように、明快でわかりやすい言葉やレイアウト、写真などを用いた計画づくりに努めます。
- ⑥人口の将来展望をはじめ、気候変動に伴う災害の激甚化や頻発化、脱炭素社会、SDGs、DX、持続可能な行財政運営など社会経済状況の変化を捉えつつ、柔軟な発想での計画づくりに努めます。

4. 計画の名称

桐生市総合計画審議会において計画案の審議を行う中で、検討を行います。名称が決定するまでの間は、「(仮称)桐生市第七次総合計画」とします。

5. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

(1) 基本構想：8か年（令和10（2028）年度～令和17（2035）年度）

本市のまちづくりの基本テーマ（理念）、将来都市像及びこれらを実現するための施策の大綱を示すもので、本市の「目指すべきまちの姿」を定めるものです。

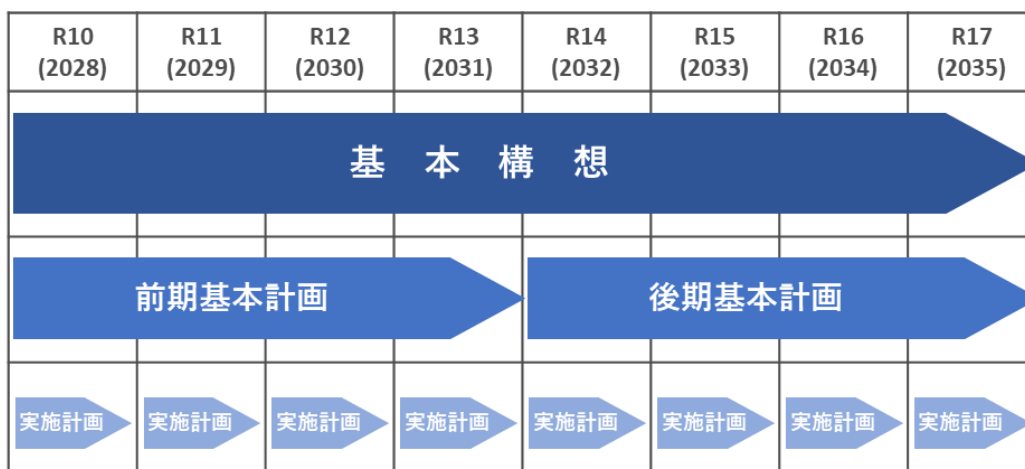
(2) 基本計画：4か年（前期：令和10（2028）年度～令和13（2031）年度 ／後期：令和14（2032）年度～令和17（2035）年度）

基本構想を実現するための基本的な施策及びその目標を総合的かつ体系的に

示すものです。

(3) 実施計画：1か年（毎年度見直し）

基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、財政的な裏付けをもって事務事業の内容を具体的に定めるものです。



6. 策定体制

(1) 庁内体制

総合計画策定委員会（部長級職員）を中心に、総合計画策定準備委員会（課長級職員）、各部・課、事務局が連携し、全庁を挙げて計画策定に当たります。

(2) 市民参画

市民意識調査（アンケート）、市民提言、市民等とのワークショップや意見交換会及び意見提出手続（パブリックコメント）の実施などの既存組織の活用、総合計画審議会委員の公募など、計画策定の各段階において市民参画の機会を設け、広く市民意見を聴取し、反映するよう努めます。

(3) 桐生市総合計画審議会

学識経験者や公共的団体等の代表者、公募委員などから構成（総合戦略の策定も踏まえたメンバー構成とする）される桐生市総合計画審議会を設置し、市長の諮問に基づく基本構想及び基本計画に関する調査及び審議を踏まえた答申をいただきます。

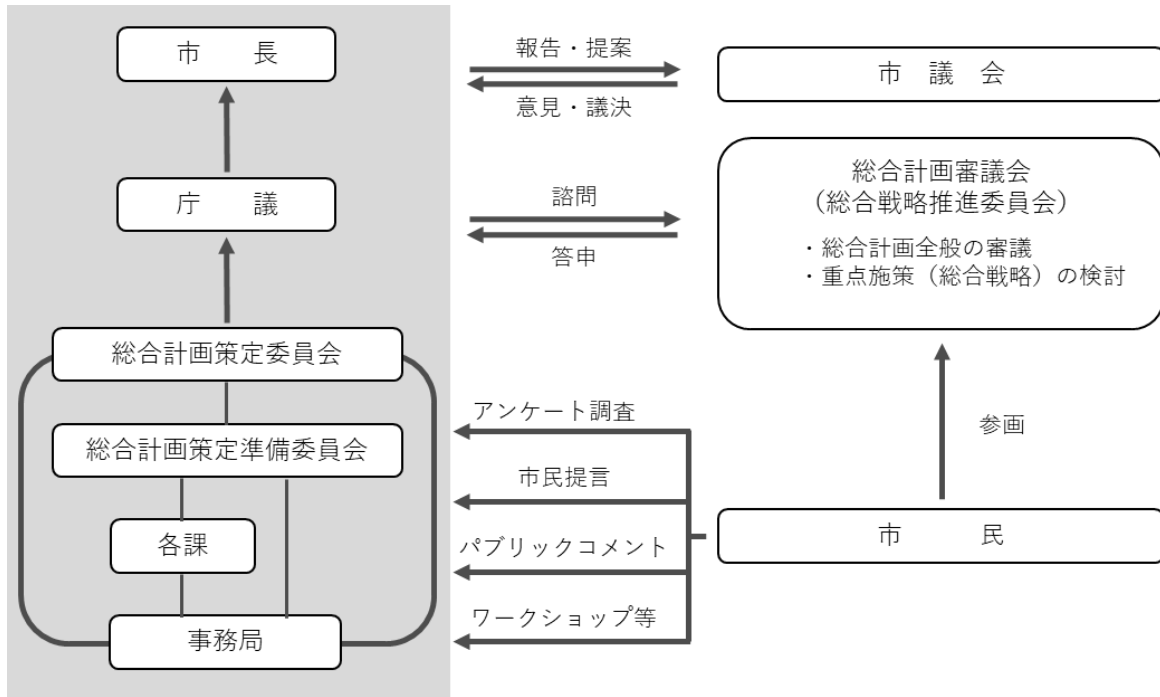
(4) 桐生市総合戦略推進委員会

総合計画と総合戦略を一体化して策定するため、総合計画審議会と同一メンバーに一本化し、両計画の整合性を図りながら効率的に審議を進めます。

(5) 市議会

総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行うとともに、桐生市総合計画条例に基づき、基本構想及び基本計画を議案として提出します。

<策定体制図>



7. 策定スケジュール

令和8・9年度の2か年で策定します。

令和8年度は、各種アンケート調査(市民や市内の中高生などを対象として検討中)やワークショップなどを実施するとともに、桐生市総合計画審議会へ総合計画の策定について諮問し、基本構想及び基本計画の検討を行います。併せて、桐生市総合戦略推進委員会において重点施策(総合戦略)の検討を行います。

令和9年度は、意見提出手続(パブリックコメント)の実施、総合計画審議会からの答申等を経て、令和9年桐生市議会第4回定例会(12月議会)に議案として提出します。

○主な策定スケジュールは、以下のとおりです。

	令和8年度				令和9年度			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
作業内容		基礎調査の実施						
			基本構想の検討					公表
			基本計画の検討					公表
総合計画審議会		諮問		審議		答申		
総合戦略推進委員会			重点施策(総合戦略)の検討					
市民参画		各種アンケート調査、ワークショップ等				意見提出手続(パブリックコメント)		
市議会			運宜、報告					議案提出